

## 外国法人等による株式会社の 設立手続に関する主な課題について

### <課題① 署名証明書(サイン証明書)について>

- 株式会社の設立登記に当たっては、発起人や設立時取締役の印鑑証明書が必要だが、日本に住所がない外国人等は、印鑑証明書の代わりに、署名証明書を提出することができる。
- ただし、署名証明書は、本国(国籍国)の官憲(本国の公証人や日本における領事が発行したもの)である必要があるため、他の国に居住している場合、本国に一時帰国するか、日本国内の領事館に行く必要があると指摘されている。

## <課題② 出資金払込証明について>

- 株式会社を設立する際には、発起人は、出資金の全額を、発起人の定めた銀行口座などに払い込むことが必要。また、設立登記申請の際には、払込を証明する書類(預金通帳の写しなど)の提出が必要。
- 通常は、発起人の名義の銀行口座を利用するが、設立時に代表取締役となる予定の者の名義の銀行口座も利用できる。
- しかしながら、発起人が外国会社である場合や、設立時に代表取締役となる予定の者が海外に住んでいる場合には、マネー・ローンダリング規制に基づく銀行による本人確認等の手続きが煩雑で、日本での銀行口座開設が困難であったり、時間がかかることから、株式会社の設立手続きが円滑にできない場合があると指摘されている。